**平成２２年（フ）第３１９号**
兵庫県三田市高次２丁目15番13号
破産者　ウチノ電子株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４２５号**
兵庫県宝塚市中山寺１丁目12番１号、代表者の住所大阪市東住吉区駒川４丁目11番14号
破産者　あひか株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第５２号**
大阪府豊中市走井３丁目５番20号
破産者　株式会社カジモク
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１１１号**
兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地の１
破産者　有限会社ヨシハラ企画
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２７８号**
香川県さぬき市寒川町石田東甲976番地９、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目31番５号
破産者　中田　政夫
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０号**
兵庫県尼崎市西難波町４丁目８番35号
破産者　有限会社フジシヨー向井
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２９７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31ー238号
破産者　有限会社あおぞらケア・サービス
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１６６号**
兵庫県姫路市南今宿２番39号
破産者　株式会社クックフードサービス
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６８８号**
岡山市北区京町13番10―403号
破産者　株式会社日本ライフライン
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１３号**
沖縄県宮古島市城辺字比嘉302番地
破産者　益田由紀子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

**平成２１年（フ）第１９号**
沖縄県宮古島市城辺字新城811番地１
破産者　新城　幸二
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

**平成２１年（フ）第１０２号**
岩手県花巻市若葉町２丁目６番１号
破産者　南部電気株式会社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２０年（フ）第１２５号**
秋田県横手市横手町字下飛瀬200番地
破産者　株式会社よこてグランドホテル
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２１年（フ）第１５２号**
石川県能美市松が岡２丁目66番地
破産者　株式会社新東社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第４７８号**
山梨県甲府市国母６丁目６番１号
破産者　株式会社山一水産
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成１９年（フ）第５５５号**
静岡県沼津市岡宮562番地の10山一開発ビル203
破産者　有限会社味鮮
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第３６２号**
三重県亀山市栄町1506番地64
破産者　大阪　　淳
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第２３６０号**
京都市下京区大宮通仏光寺下ル五坊大宮町80番地　新日勝ビル４Ｆ408号
破産者　株式会社モンソワ
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第９６３９号**
大阪府茨木市西豊川町22番32号
破産者　有限会社佐藤配送
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６４０号**
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目15番４号
破産者　被相続人亡佐藤時夫相続財産
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３号**
山口県下関市大字勝谷95番地
破産者　有限会社岡本工務店
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第３９１号**
山口県下関市上新地町３丁目５番10号
破産者　青山水産株式会社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係